

○仙台市職員共済組合運営細則

昭和42年3月1日

仙台市職員共済組合規程第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 選挙（第2条）
- 第3章 旅費（第3条）
- 第4章 報酬（第4条）
- 第5章 処務
 - 第1節 事務組織（第5条・第6条）
 - 第2節 職員（第7条）
 - 第3節 事務決裁（第8条—第8条の4）
 - 第4節 公印（第9条）
 - 第5節 雑則（第10条）
- 第6章 給付（第11条—第13条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、仙台市職員共済組合定款（昭和37年仙台市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。）及び仙台市職員共済組合運営規則（昭和42年仙台市職員共済組合規則第1号。以下「運営規則」という。）の規定に基づき仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 選挙

（互選議員の選挙）

- 第2条 定款第12条第3項の規定により組合員の代表者が代議員を選挙長に届け出る場合は、別紙様式第1号によるものとする。
- 2 選挙長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに別紙様式第2号により選挙人名簿を調製し、代議員を登録しなければならない。
- 3 選挙長は、代議員のうちから2人の選挙立会人を選任し、選挙に立会わせなければならない。
- 4 投票用紙は、別紙様式第3号によるものとする。
- 5 選挙長は、投票によって当選人を決定したときは別紙様式第4号により、定款第14条第3項の規定に基づく指名推せんの方法によって当選人を決定したときは別紙様式第5号により、選挙録を調製し、立会人とともに署名しなければならない。
- 6 前項に規定する選挙録は、定款第15条第1項の規定による報告の際に添付しなければならない。

第3章 旅費

（旅費）

第3条 定款第24条及び第29条に規定する組合の組合会の議員及び役員（以下「議員等」という。）又は定款第30条に規定する組合の職員に対して支給する旅

費の額及び支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年仙台市条例第32号。以下「条例」という。）の例によるものとする。この場合において議員等（市長、副市長及び地方公営企業管理者並びに7級以上の職務にある者を除く。）に係る旅費の額については、条例に定める6級の職務にある者相当額とする。

第4章 報酬

（報酬）

第4条 定款第28条に規定する学識経験を有する者のうちから選挙された監事の報酬の額は、年額60,000円とし、支給方法は理事長が別に定める。

第5章 処務

第1節 事務組織

（係の配置）

第5条 組合の事務局に次の係を置く。

総務係

保険係

年金係

健康福祉係

（事務分掌）

第6条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 財務に関すること。
- (2) 組合会その他会議に関すること。
- (3) 定款、規則及び諸規程に関すること。
- (4) その他庶務的事項に関すること。

保険係

- (1) 短期給付に関すること。
- (2) 組合員資格に関すること。
- (3) 被扶養者の認定に関すること。

年金係

- (1) 長期給付に関すること。
- (2) 組合員原票及び前歴調査に関すること。
- (3) 年金受給者の調査に関すること。

健康福祉係

- (1) 福祉事業の企画及び普及に関すること。
- (2) 特定健診、特定保健指導に関すること。
- (3) 疾病予防対策に関すること。
- (4) 健康増進事業に関すること。
- (5) 貯金事業に関すること。
- (6) 貸付事業に関すること。

第2節 職員

（職員）

第7条 組合の事務局に事務局次長、係に係長を置く。

2 組合の事務局に主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。

- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 主幹、係長、主査は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 総括主任及び主任は、上司の命を受けて担当業務を掌理し、当該業務に係る職員を指導する。

第3節 事務決裁

(事務局長専決事項)

第8条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合員資格の得喪に関する事。
- (2) 被扶養者の認定に関する事。
- (3) 給付の決定に関する事。
- (4) 損害賠償の請求に関する事。
- (5) 保健検診及び施設等の利用に関する事。
- (6) 組合員貯金の受入れ及び払出しに関する事。
- (7) 組合員貸付金の貸付及び償還に関する事。
- (8) 資金の運用に関する事（長期経理を除く。）。
- (9) 負担金及び掛金等の収入に関する事。
- (10) 要綱又は要領の制定、改正及び廃止に関する事。
- (11) 1件500万円未満の契約に関する事。
- (12) 職員の旅行命令に関する事（事務局次長の専決に係るものを除く。）。
- (13) 職員の休暇、時間外勤務及び休日勤務等に関する事（事務局次長の専決に係るものを除く。）。
- (14) 職員の昇給に関する事。
- (15) 職員等の給与の支給に関する事。
- (16) 臨時職員の雇用に関する事。
- (17) 重要な申請、届出、報告、照会、回答、証明、通知、意見の具申、進達等に関する事。
- (18) (1)から(17)までに掲げるものに準ずること。

(事務局次長専決事項)

第8条の2 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、証明、通知、意見の具申、進達等に関する事。
- (2) 係長の職以下の職員の旅行命令に関する事。
- (3) 係長の職以下の職員の休暇、時間外勤務及び休日勤務等に関する事。
- (4) 1件10万円未満の物品の買入れに関する事。
- (5) 前各号に掲げるものに準ずること。

(代決)

第8条の3 事務局長が不在のときは、事務局次長が事務局長専決事項を代決する。

- 2 事務局次長が不在のときは、当該事案を所管する係長が事務局次長専決事項を代決する。

(専決及び代決手続の特例)

第8条の4 専決権者又は代決権者は、専決又は代決の際事案が異例であり、又は事案に疑義があると認めるときは、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 専決権者又は代決権者は、専決又は代決した事項であっても重要と認めるときは、上司にその概要を報告しなければならない。

第4節 公印

(公印)

第9条 公印の名称、書体、大きさ、用途及び管守者は別表第1のとおりとし、その形状は別表第2のとおりとする。

- 2 公印の管守及び取扱いは、厳正かつ確実に行わなければならない。

第5節 雑則

(雑則)

第10条 この章に定めるもののほか、組合の事務の執行に関しては仙台市の例による。

第6章 給付

(家族療養費、家族訪問看護療養費、療養費及び訪問看護療養費1件の定義)

第11条 定款第33条の3第2項、第33条の4第2項及び附則第6項並びに第7項に規定する「1件」とは、保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、指定訪問看護事業者又は保険診療について契約を締結した柔道整復師（以下「保険医療機関等」という。）から提出される診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、療養費請求書及び家族療養費請求書（以下「レセプト等」という。）1枚をいう。

(附加給付等の請求)

第12条 定款第33条の2第1項に規定する附加給付（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を除く。）の支給に関する請求書は、別紙様式第6号によるものとする。

- 2 家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び定款附則第5項に規定する一部負担金の額等の払戻しの請求書については、保険医療機関等から提出されるレセプト等をもって請求があったものとみなす。

(附加給付等の支払)

第13条 附加給付等の支払は、あらかじめ届出のあった金融機関の預金口座に振り込むものとする。

附 則

- 1 この細則は、昭和42年3月1日から施行する。

- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。

- (1) 仙台市職員共済組合組合会議員選挙規則（昭和38年仙台市職員共済組合規則第2号）
- (2) 仙台市職員共済組合役員並びに組合会議員の旅費に関する規程（昭和37年仙台市職員共済組合規程第1号）
- (3) 仙台市職員共済組合監事の報酬に関する規程（昭和37年仙台市職員共済組合規程第2号）
- (4) 仙台市職員共済組合処務規程（昭和37年仙台市職員共済組合規程第3号）

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、昭和45年8月7日から適用する。

附 則

この細則は、昭和48年8月8日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、昭和59年11月7日から適用する。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成8年2月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月10日から施行し、同年12月2日から適用する。

別表第 1

名 称	形 状	書 体	大 き さ	用 途	管 守 者
仙台市職員共済組合印	1	てん書	方 20	組合員証及び一般文書用	総務係長
仙 台 市 職 員 共 済 組 合 理 事 長 印	2	てん書	方 20	契約及び一般文書用	総務係長
仙 台 市 職 員 共 済 組 合 理 事 長 印	3	てん書	外径 20 内径 15	出納事務用	出 納 役
(削除)	4				
仙 台 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 長 印	5	てん書	方 20	一般文書用	総務係長
仙 台 市 職 員 共 済 組 合 出 納 主 任 印	6	てん書	方 15	出納事務用	出納主任
仙台市職員共済組合理事長職務代理者印	7	てん書	方 20	契約及び一般文書用	総務係長
仙台市職員共済組合理事長職務代理者印	8	てん書	外径 20 内径 15	出納事務用	出 納 役
(削除)	9				

別表第 2

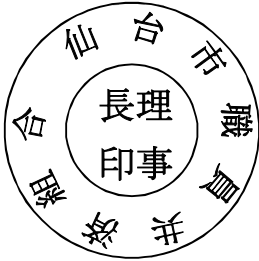
1

組	職	仙
合	員	台
之	共	市
印	濟	職

2

理	共	仙
事	濟	台
長	組	市
印	合	職

3



4

(削除)

5

事	共	仙
務	濟	台
局	組	市
長	合	職
印		員

6

出	共	仙
納	濟	台
主	組	市
任	合	職
印		員

7

職	濟	仙
務	組	台
代	合	市
理	理	職
者	事	員
印	長	共

8



9

(削除)

別紙様式第 1 号

代議員決定届出書

年 月 日

仙台市職員共済組合
第 区選 挙 長 様

第 区選挙区
組合員代表者氏名

代議員の決定について

年 月 日付仙台市職員共済組合公告第 号による互選議員
選挙における第 選挙区の代議員を次のとおり選出したので、仙台市職員
共済組合定款第 12 条第 3 項の規定に基づき届け出します。

記

- 1 選挙の期日
- 2 選挙の方法
- 3 当選人氏名
- 4 選挙録 別紙

上記のとおり相違ないことを確認し、署名する。

年 月 日

立会人 氏 名 (署名)

立会人 氏 名 (署名)

別紙様式第2号

年 月 日執行

仙台市職員共済組合 組合会 互選議員選挙 選挙人名簿

選挙区名：第 区

番 号	所 属	氏 名

(注) 番号は、一連番号を付すること。

別紙様式第3号

仙台市職員共済組合組合会議員

投 票 用 紙

被選挙人
氏 名

仙台市職員共済組合 印

別紙様式第4号

年 月 日執行
仙台市職員共済組合 組合会 互選議員選挙 選挙録

選挙区名：第 区

- 1 選挙会場
- 2 選挙開始時刻
- 3 投票終了時刻
- 4 開票開始時刻
- 5 選挙終了時刻
- 6 選挙立会人氏名
- 7 投票状況

選挙人名簿登録者数	投票者数	棄権者数

8 開票結果

投票総数	有効投票数	無効投票数

9 各被選挙人の得票数

得票数	氏名

10 当選人

所属	氏名

年 月 日調製

選挙長氏名（署名）

この選挙録の記載が真正であることを確認し、署名する。

選挙立会人氏名（署名）

選挙立会人氏名（署名）

別紙様式第5号

年 月 日執行
仙台市職員共済組合 組合会 互選議員選挙 選挙録

選挙区名：第 区

1 選挙会場

2 選挙開始時刻

3 選挙終了時刻

4 選挙立会人氏名

5 当選の事由

6 当選人

所 属	氏 名

年 月 日調製

選挙長氏名（署名）

この選挙録の記載が真正であることを確認し、署名する。

選挙立会人氏名（署名）

選挙立会人氏名（署名）

(別紙様式第6号)

埋 葬 料 ・ 家 族 埋 葬 料
埋 葬 料 附 加 金 ・ 家 族 埋 葬 料 附 加 金 請 求 書

組 合 員 の 記 号 番 号 (職員番号)		仙 市		組 合 員 氏 名				所 属				
死 亡 者	氏 名				続 柄	☐ 組合員 (本人)	死 亡 日	令 和 年 月 日				
	生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和				☐ 被扶養者 (家族)	埋 葬 日	令 和 年 月 日				
死 亡 の 場 所		☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ その他										
死 亡 の 原 因		☐ 交通事故など他人によるもの ☐ 公務中または通勤中の傷病 ☐ その他の病気・けが										
介護保険法による 給付を受けていたとき (該当する場合)		保 険 者 番 号			被 保 険 者 番 号			保 険 者 名				
上記のとおり請求します。 仙台市職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 住 所 組 合 員 (請求者) 氏 名 (自署又は記名押印) 日 中 連 絡 先 電 話 番 号								所 属 所 確 認 欄 (課 収 受 印)				
振込先口座 (組合員が死亡した場合のみ)												
金 融 機 関				種 別	口 座 番 号			口 座 名 義 カ ナ				
銀行 金庫 農協				本店 支店	普 通							

【添付書類】

- 1 必須書類
- 死亡の事実を確認できる下記のいずれかの書類のコピー
- ・ 埋（火）葬許可証 ・ 死亡診断書 ・ 死亡記載後の戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
- 2 組合員が死亡した場合
- 請求者名義の振込先口座を確認できる書類のコピー
- 3 組合員が死亡し、被扶養者以外が請求する場合
- 葬儀費用の領収書及び明細書（原本）（確認後返却します。）

共 済 組 合 受 付 印		共 済 組 合 処 理 欄		
		決定額	埋 葬 料 家 族 埋 葬 料	円
			埋 葬 料 附 加 金 家 族 埋 葬 料 附 加 金	円